

## 千葉県議会議員海外派遣実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項の規定による千葉県議会議員(以下「議員」という。)の派遣のうち、海外への派遣(以下「派遣」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の目的)

第2条 派遣は、議員が外国の諸都市を訪問して各種行政の先進的事例の調査を行い、その成果を市政に反映させ、又は本市の姉妹・友好都市を訪問して友好親善の促進を図ることにより、市政の発展に寄与するために実施するものとする。

(実施の協議)

第3条 派遣の実施に当たっては、幹事長会議において、その実施の方針並びに派遣を実施する場合にあっては派遣する議員の総数及びその各会派別の人数(以下「会派別人数」という。)について協議するものとする。

2 会派別人数は、原則として各会派に所属する議員の人数により按分して割り振るものとする。

(視察団の結成)

第4条 各会派は、前条第1項の規定により幹事長会議において協議した会派別人数に基づき、派遣する議員を選任するものとする。

2 前項の規定により選任された議員は、視察団を結成するものとする。

3 視察団は、その構成議員の互選により団長及び副団長を選出するものとする。

(実施計画書)

第5条 視察団は、第3条第1項の規定により幹事長会議において協議した派遣の実施の方針に基づき、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 派遣の目的

(2) 派遣場所及び調査項目

(3) 派遣期間

(4) 派遣に要する費用

(5) その他必要と認める事項

2 視察団の団長は、前項の協議の結果に基づき、海外派遣実施計画書（様式第1号）を作成し、議長に提出するものとする。

（派遣の決定）

第6条 議長は、前条第2項の規定による海外派遣実施計画書の提出を受けたときは、千葉市議会会議規則（昭和42年千葉市議会規則第1号）第155条に定めるところにより、派遣を決定するものとする。

（旅費等）

第7条 派遣する議員に対し千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月8日条例第30号）第4条の規定により支給する額は、議員1人につき80万円を限度とする。ただし、議長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 派遣には、千葉市議会事務局の職員を3人以内で随行させることができる。

（海外派遣報告書）

第8条 視察団の団長は、派遣を終了したときは、海外派遣報告書（様式第2号）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により海外派遣報告書の提出を受けたときは、その副本を千葉市議会図書室において保管し閲覧させるとともに、市政情報室においても閲覧させるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、派遣の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月22日から施行する。

2 千葉市議会海外行政視察実施要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。